

開発事業に伴うごみ集積施設設置及びごみ収集位置に関する協議（変更）申出書

ごみ集積施設設置基準、第 3-14. の規定に基づき、ごみ集積施設設置、ごみ収集位置に関する協議（変更）を申し出ます。

年 月 日

交野市長 あて

住 所  
開発者  
氏 名  
(電話)

申出書の区分	新規		変更		
	代理人 (設計会社等)	住所 (担当者) 氏名 (電 話)			
開発区域の名称(地名・地番)				予定建築物の用途・戸数	
				共同	戸建
ごみ集積施設設置 (複数は裏面へ記入)	共同住宅・戸建住宅		戸建住宅のみ 誓約書(様式第 10-3 号)を添付してください。		
	共同	総面積 m <sup>2</sup>			
近隣排出位置での 共同排出希望	なし	あり	協議報告書(様式第 10-4 号)を添付してください。 ①近隣排出者及び代表者と協議をしてください。		
	なし	あり			
ごみ集積施設が 既存住宅と隣接	なし	あり	協議報告書(様式第 10-4 号)を添付してください。 ②近隣住民及び代表者と協議をしてください。		
	なし	あり			
開発地に隣接する 排出位置がある場合	なし	あり	協議報告書(様式第 10-4 号)を添付してください。 ③近隣排出者及び代表者と協議をしてください。		
	なし	あり			

※ 寄付対象施設は専用住宅(戸建)の開発事業のみです。書類等事務手続は開発調整課で確認して下さい。

※ 市へごみ集積施設を移管する場合においても、施設の維持管理は使用される方々が行うことになります。



開発事業に伴うごみ集積施設及びごみ収集位置に関する協議（変更）完了書

ごみ集積施設設置基準に基づく協議により、ごみ集積施設及びごみ収集位置について、第 3-15. の規定に基づき交付します。

協議完了 第 号  
年 月 日

交 野 市 長

開発者 住 所

会社名

氏 名

(電話)

開発区域の名称(地名・地番)			予定建築物の用途・戸数		
			共同	戸建	
ごみ集積施設設置 (複数は裏面へ記入)	共同住宅・戸建住宅 共 同 総面積 m <sup>2</sup> 箇所 戸 建 総面積 m <sup>2</sup> 箇所		誓約書の提出 (様式第 10-3 号)	あり	なし
装飾・付属物 維持管理の誓約書	あり	なし	特記事項等		
市が付加する条件					
近隣住民・代表者協議報告(様式 10-4 号)関係	①既存排出位置共同使用		②集積施設既存住宅隣接		③開発地既存の排出位置隣接
	(住 民) あり なし (代表者) あり なし	(住 民) あり なし (代表者) あり なし	(住 民) あり なし (代表者) あり なし		(住 民) あり なし (代表者) あり なし

※ この協議完了書、都市計画法第 32 条に基づく申請をするときは協議図書として添付してください。

※ この協議完了書と異なる開発事業をする場合は、改めて協議を申し出てください。

様式第 10-2 号 (裏面)

ごみ集積施設の有無 (複数設置)

NO	面 積 m <sup>2</sup>	備 考
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	
	面 積 m <sup>2</sup>	

開発 NO	
受付欄	

## 誓 約 書

交 野 市 長     あて

年   月   日

住 所

開 発 者

氏 名  
(電話)

ごみ集積施設設置基準第 3-14. の規定に基づき、計画されたごみ集積施設を公益施設として市へ寄付するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

#### 1. ごみ集積施設の使用及び収集開始に関する事項

(1) ごみ集積施設の維持管理（清潔の保持、破損修繕、事故等）は、原則ごみ集積施設を使用する住民で解決するよう入居する全ての住民へ周知すること。

※ 第 2-11. 記載事項

※ 転売などにより開発者が周知困難な場合は転売先及び販売会社へ引き継ぐこと。

(2) ごみ集積施設使用開始にあたり、使用者記入による（様式第 10-5 号）ごみ集積施設等使用（収集）開始依頼書を収集希望日の 1 週間前までに提出すること。なお、転売などにより、開発者が（様式第 10-5 号）の提出が困難なときは、転売先及び販売会社等に必ず引き継ぐこととし、受け継いだ業者より提出させること。

※ 提出が無い場合は、ごみ集積施設の使用開始に支障が生じる場合がありますので注意してください。

#### 2. 事業系一般廃棄物に関する事項

事業活動に伴い生じるごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 3 条第 1 項の規定により、『事業者自らの責任において適正に処理しなければいけない。』と定められていることを認識し、開発区域に店舗、事務所等の計画がある場合は、市の許可する業者と契約し排出することを周知すること。なお、転売等により、開発者が周知することが困難なときは、転売先及び販売会社などに必ず引き継ぐこととし、受け継いだ業者より周知させること。

ごみ集積施設及び収集位置に関する協議報告書

交野市長 あて

年 月 日

住 所  
開発者  
氏 名  
(電話)

ごみ集積施設設置基準第 3-14. の規定に基づき、ごみ集積施設の設置及びごみ収集位置に関する協議報告書を提出します。

第 3-14. 添付書類一覧 NO. 5 内容に該当する項目①②③の協議の有無を○印で記入してください。		協議の有無	
①	近隣にあるごみ収集位置での共同排出について、依頼先の近隣住民・近隣代表者(自治会役員等)と協議を行いました。	有	無
②	計画したごみ集積施設等について、既存住宅に隣接する住民・近隣代表者(自治会役員等)と協議を行いました。	有	無
③	開発地と接する位置に、近隣住民が排出する収集位置がある場合の取り扱いについて、近隣住民・近隣代表者(自治会役員等)と協議を行いました。	有	無
	協議の結果、近隣住民排出位置の移動の必要の有無。	有	無

(注意事項)

- ※ 現在ある、ごみ収集位置情報が必要な場合は環境事業課へ問い合わせてください。
- ※ 各①②③の内容にて、現在ごみを排出している住民の方・隣接する住民・自治会等の近隣代表者と協議を行い、了解を得ること。
- ※ ①③の協議結果について、共同排出位置・既存排出位置の移動先を案内図(1/2,500)に記入し添付すること。また、裏面に現在の排出世帯数を記入すること。
- ※ ②については、計画するごみ集積施設等の位置を提示し、隣接住民の方・近隣代表者と協議を行い、了解を得ること。
- ※ 裏面へ協議した住民の方、近隣代表者(自治会役員等)の方の署名を必ずいただってください。

様式第 10-4 号 (裏面)

排出している住民の方・隣接する住民の方・近隣代表者(自治会等役員)の方と協議を行い、了解を得た項目①～③にチェック✓を入れ下段に署名をしていただくこと。

①	チェック✓	依頼により協議した、新規開発住宅入居者とのごみの共同排出について 了解しました。
②	チェック✓	計画された、ごみ集積施設等について、既存住宅に隣接することについて 了解しました。
③	チェック✓	開発地と接する、住民が排出する収集位置の取り扱いについて 了解しました。

年 月 日
※ 現在排出世帯数 _____ 世帯
近隣住民協議者 (ごみ排出者)
住 所
氏 名
電話番号 _____ 携 帯 _____
※ 確認の為、担当者より連絡する場合がありますので連絡可能な電話番号をお願いします。

年 月 日
近隣代表者 (自治会役員等)
住 所
氏 名 _____ 自治会等役職名 _____
電話番号 _____ 携 帯 _____
※ 確認の為、担当者より連絡する場合がありますので連絡可能な電話番号をお願いします。

ごみ集積施設使用（収集）開始依頼書

環境事業課課長 あて

年 月 日

申請者(代表者)住 所

氏 名

電 話 自 宅  
携 帯

ごみ集積施設設置基準第 3-17. の規定に基づき、ごみ集積施設の使用（収集）開始依頼書を提出するにあたり、下記注意事項を遵守いたします。

1, ごみ集積施設等の概要（名称・地名・地番・住所表記）

開発区域の名称 (地名・地番)			使用予定戸数
			戸
住 所 表 記	交野市	丁目	番 号 付近

2, 注意事項

- ① ごみ集積施設の使用は上記概要の使用予定戸数の入居住民(以下「使用者」という)で使用するものとし、変更があるときは市へ報告すること。
- ② ごみ集積施設は使用者が、常に清潔に保ち鳥獣等によるごみの飛散がないように努めること。
- ③ ごみ集積施設に用いる、鳥獣飛散対策用具(シート、ネット等)は使用者等で用意すること。
- ④ ごみ集積施設の形状変更など(飛散対策用具の変更など・その他)を希望する場合は事前に市と協議を行なうこと。
- ⑤ ごみ集積施設の維持管理(清潔の保持・破損修繕・事故など)は、ごみ集積施設を使用する住民等で解決すること。また、ごみ集積施設等周辺においても、違法駐車等、ごみ収集に支障の無いように努めること。
- ⑥ ごみ収集作業によりごみ集積施設周辺の一時的な交通の支障となる場合においても効率的な収集のため、ごみ収集作業優先とすること。

※ ごみ収集開始は、使用開始依頼書受付後 1 週間程度かかりますので注意してください。

※ 申請者(代表者)は、最初に使用される住民の方へお願いしています。使用予定戸数全ての方が入居後、申請者(代表者)の変更を希望される場合は申し出てください。

様式第 10-5 号 (裏面)

交野市確認欄

使用開始依頼書受付日	年 月 日 ( )
受付担当者	
収集開始日	年 月 日 ( )
管理台帳作成 (ステーションNO)	年 月 日 ( ) 管理台帳NO ( )
事務手続責任者	